

2023(令和5)年度 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
研修会講師派遣等にかかる対応について(実施要項)

1. 目的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の推進にあたり、連区、教区(特区)並びに組等における「実践運動」及び「重点プロジェクト」に関する研修会への講師派遣等について対応するもの
2. 期間 2023(令和5)年4月1日～2024(令和6)年3月31日
3. 対象 連区、教区(特区)、並びに組等が主催する研修会等(教化団体含む)を対象とし、利用回数の上限を次の通りとする
<利用回数上限>
①連区が主催する研修会等 1回まで
②教区(特区)が主催する研修会等(教化団体含む) 2回まで
③組が主催する研修会等(教化団体含む) 1回まで
(※複数組が合同で開催する場合はその限りではない)
4. 対応内容 【I. 派遣講師について】
I-1) 「宗務所員を講師として派遣」
伝道本部各室所部管理職、及び総合研究所研究員等、宗務所員をオンラインまたは現地へ講師として派遣。(※宗務所員で対応可能な内容については、可能な限り調整するが、宗務の都合等により要請に応じられない場合もある。講師の指名は不可)
なお、派遣にあたっては、オンラインを原則とし、開催会場にオンライン講義を行うための機材やネット環境がない等の理由が認められる場合のみ、現地派遣を可能とする。
I-2) 「宗務所員以外の宗派内講師の紹介、調整」
I-3) 「宗派外講師の紹介、調整」
【II. 講義内容について】
II-1) 実践運動にかかる研修会等への講師派遣制度であるため、幅広い内容について、可能な限り対応する。
II-2) 法話講師には適用不可とする。
II-3) 宗門重点プロジェクト実践目標に関する講義内容は、連区・教区・複数組合同(ブロック)主催の研修会のみ適用可能とする。但し、「重点プロジェクト推進要綱【教区リーダー】」に基づき、宗門重点プロジェクト実践目標に関する内容であれば、可能な限り各教区(特区)の重点プロジェクトリーダーが講師として出講いただくこととする。

5. 経費負担 上記 I - (1)「宗務所員を講師として派遣」の場合
現地派遣にかかる交通費・宿泊費・日当等の経費は、宗派が負担するものとし、主催者からの謝礼は辞退する
上記 I - (2)「宗務所員以外の宗派内講師の紹介、調整」、及び I - (3)「宗派外講師の紹介、調整」の場合
招請にかかる経費は、すべて(謝礼含む)主催者側が負担
6. 事務手続 **【組が主催の場合は①から、連区、教区(特区)主催の場合は②から】**
①当該教区教務所(特区事務所)へ連絡
※研修会の2 ヶ月程前には開催候補日を2 案以上設定し連絡
②教務所(特区事務所)より重点プロジェクト推進室へ連絡
※研修会の2 ヶ月程前には開催候補日を2 案以上設定し連絡
③推進室において調整のうえ、結果を教務所(特区事務所)へ連絡
<上記 I - (1)の場合>
④教務所長(特区事務所長)名にて総局宛申請書を推進室へ提出
※研修会の1 ヶ月前までに申請書を提出
<上記 I - (2)・(3)の場合>
④詳細について、主催者側から講師へ連絡
●事務手続きの詳細は、別添の「事務手続きについて」参照
7. 申請期限 講師派遣制度を利用する場合は、上記「6. 事務手続」に記載の通り、研修会の 2 ヶ月程前には開催候補日を必ず 2 案以上設定し、事前に推進室まで連絡し調整を行うものとする
調整後、原則として開催日の 1 ヶ月前までに申請を行うものとする
8. 申請様式例 別紙様式参照 ※上記 I - (1)の場合

以 上